（原裁判所の意見）

第七十条　終局決定以外の裁判に対する即時抗告があった場合において、抗告裁判所に事件を送付するときは、原裁判所は、抗告事件についての意見を付さなければならない。

（終局決定に対する不服申立ての規定の準用・法第百十六条）

第七十一条　裁判所、裁判官又は裁判長がした終局決定以外の裁判に対する不服申立てについては、特別の定めがある場合を除き、前款の規定（第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十一条、第四十八条、第五十一条及び第五十二条第一項の規定を除く。）及び前三目の規定（第五十四条第二項及び第五十八条第一項（これらの規定を第六十七条第一項及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条、第六十四条、第六十五条第二項及び第六十六条（これらの規定を第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）を準用する。

第四款　終局決定の変更

（終局決定の変更の手続・法第百十七条）

第七十二条　法第百十七条第一項の規定による終局決定の変更の申立書（次項から第四項までにおいて「終局決定の変更の申立書」という。）には、変更を求める終局決定の裁判書の写しを添付しなければならない。

2　終局決定の変更の申立書に記載すべき終局決定の変更を求める理由は、具体的な事実を含むものでなければならない。

3　前項の具体的な事実についての証拠書類があるときは、その写しを終局決定の変更の申立書に添付しなければならない。

4　終局決定の変更の申立書には、当事者（法第百十七条第一項の申立てをした者を除く。）及び手続に参加した子の数と同数の写しを添付しなければならない。

5　前各項に規定するもののほか、法第百十七条第一項の規定による終局決定の変更の手続については、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（法第百十八条第一項の申立て等・法第百十八条）

第七十三条　法第百十八条第一項の規定による申立てについては第六十五条第一項の規定を、法第百十八条第一項の規定による裁判があった場合又は当該裁判が効力を失った場合については第六十五条第二項の規定を準用する。

第五款　再審

（再審の手続・法第百十九条）

第七十四条　再審の申立書には、不服の申立てに係る裁判書の写しを添付しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、再審の手続については、その性質に反しない限り、各審級における手続に関する規定を準用する。

（法第百二十条第一項の申立て等・法第百二十条）

第七十五条　法第百二十条第一項の規定による申立てについては第六十五条第一項の規定を、法第百二十条第一項の規定による裁判があった場合又は当該裁判が効力を失った場合については第六十五条第二項の規定を準用する。

第三節　義務の履行状況の調査及び履行の勧告

（義務の履行状況の調査及び履行の勧告の手続・法第百二十一条）

第七十六条　法第百二十一条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による許可があった場合における同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による調査及び勧告の事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付の請求に関する事務は、裁判所書記官が取り扱う。

2　第二十六条の規定は、法第百二十一条第一項の規定による調査及び勧告の事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付について準用する。

3　法第百二十一条第一項の規定による調査及び勧告の手続については、その性質に反しない限り、前節第一款の規定を準用する。

第四節　出国禁止命令

（申立ての趣旨の記載方法・法第百二十三条）

第七十七条　法第百二十二条第二項の規定による裁判の申立ての趣旨の記載は、提出を求める旅券をできる限り特定してしなければならない。

（出国禁止命令の申立ての取下げの通知・法第百二十三条）

第七十八条　出国禁止命令の申立ての取下げがあったとき（出国禁止命令事件の相手方に対し、当該出国禁止命令事件が係属したことの通知及び出国禁止命令の告知がされていないときを除く。）は、裁判所書記官は、その旨を当該出国禁止命令事件の当事者及び当該出国禁止命令事件の手続に参加した子に通知しなければならない。

（出国禁止命令の発効等の通知）

第七十九条　出国禁止命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。当該出国禁止命令の効力発生後に当該出国禁止命令の申立てが取り下げられたときも、同様とする。

（法第百二十八条第一項の申立て等・法第百二十八条等）

第八十条　法第百二十八条第一項（法第百二十九条第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の申立てについては第六十五条第一項の規定を、法第百二十八条第一項の規定による裁判があった場合又は当該裁判が効力を失った場合については第六十五条第二項の規定を準用する。

（出国禁止命令取消事件の手続・法第百二十九条）

第八十一条　出国禁止命令取消事件の申立ての取下げがあった場合については、第七十八条の規定を準用する。

2　出国禁止命令の取消しの裁判が効力を生じた場合については、第七十九条前段の規定を準用する。

3　民事保全規則（平成二年最高裁判所規則第三号）第二十七条第一項の規定は、出国禁止命令取消事件の申立てについて準用する。この場合において、同項中「第九条第二項第二号又は第六号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第九十四条第二項第二号又は第三号」と、「保全命令」とあるのは「同法第百二十二条第一項の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（旅券提出の通知・法第百三十一条）

第八十二条　外務大臣は、法第百二十二条第二項の規定による裁判を受けた者から当該裁判に係る旅券の提出を受けたときは、その旨を出国禁止命令をした裁判所に通知しなければならない。

（子の返還申立事件の手続規定の準用・法第百三十三条）

第八十三条　出国禁止命令事件及び出国禁止命令取消事件の手続については、特別の定めがある場合を除き、第二節第一款から第三款まで及び第五款の規定（第三十四条、第三十五条、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十五条、第四十八条、第五十一条及び第五十三条の規定を除く。）を準用する。この場合において、第二十一条第一項中「第六十一条」とあるのは、「第百三十条」と読み替えるものとする。

第二章　子の返還の執行手続に関する民事執行規則の特則

（子の返還の強制執行の申立書の記載事項及び添付書類・法第百三十四条等）

第八十四条　子の返還の強制執行（法第百三十四条第一項に規定する子の返還の強制執行をいう。第八十七条第三項及び第九十一条において同じ。）の申立書には、民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第二十一条第一号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　子の氏名及び生年月日

二　確定した子の返還を命ずる終局決定（確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有するものを含む。次項において同じ。）の表示